コンペティション方式により、鳥取県立倉吉総合看護専門学校の清涼飲料水自動販売機設置業者を選定するので、次のとおり公告する。

　　令和４年１月２８日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県立倉吉総合看護専門学校　校長　皆川 幸久

１　公募内容

（１）件名

鳥取県立倉吉総合看護専門学校清涼飲料水自動販売機設置業者の公募

（２）概要

鳥取県立倉吉総合看護専門学校校舎の一部を使用して、自動販売機による清涼飲料水（缶、紙パック等密閉容器のものに限る。）の販売を行う。

（３）清涼飲料水自動販売機の設置場所

鳥取県立倉吉総合看護専門学校（鳥取県倉吉市南昭和町１５番地）本館１階　栄養実習室

（４）清涼飲料水自動販売機の設置台数

　　　１台

（５）清涼飲料水自動販売機の設置期間

令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで

２　参加資格

このコンペティションに参加する資格を有する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）本件公告日から令和４年２月２５日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月１７日付出第１５７号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（３）本件公告日から令和４年２月２５日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成　１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（４）次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア　平成３０年鳥取県告示第５１９号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有する者であること。

イ　次のいずれかの税金を滞納している者でないこと。

（ア）鳥取県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）

（イ）法人にあっては、法人税（延滞税及び加算税（以下「延滞税等」という。）を含む。）

（ウ）個人にあっては、所得税（延滞税等を含む。）

（エ）個人にあっては、復興特別所得税（延滞税等を含む。）

（オ）消費税（延滞税等を含む。）

（カ）地方消費税（延滞税等を含む。）

（５）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有する者であること。

（６）次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア　現在、国又は地方公共団体において清涼飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置している者であること。

イ　令和２年度以降に、国又は地方公共団体において自動販売機を設置した実績があり、業務を誠実に履行した者であること。

３　手続等

（１）契約条項を示す場所、書類の提出先及び問合せ先

〒６８２－０８０５　鳥取県倉吉市南昭和町１５番地

鳥取県立倉吉総合看護専門学校　担当　松尾

電話　０８５８－２２－１０４１

ファクシミリ　０８５８－２３－５９５３

電子メールアドレス　ku\_kango@pref.tottori.lg.jp

（２）募集要項、配布資料等の交付

募集要項、配布資料等は、本件公告日から令和４年２月２５日（金）までの間にインター　　　　　　ネット上のホームページ（鳥取県立倉吉総合看護専門学校ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kurayoshikango/>））から入手すること。また、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び時間

本件公告日から令和４年２月２５日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

イ　交付場所

（１）に同じ。

（３）ワードファイルの提供

　　　提出書類作成のために配布資料に係るワードファイルの提供を受けようとする者は、次の電子メールアドレスに連絡することによりワードファイルを提供できる。電子メールの件名は、「自動販売機設置業者の公募に係るファイル提供依頼」とする。

電子メールアドレス　ku\_kango@pref.tottori.lg.jp

４　必要書類の提出

（１）提出方法

　　　このコンペティションに参加しようとする者は、募集要項、配布資料等に基づき、提案書等の提出書類を、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）又は持参の方法により提出すること。なお、書類の提出は紙による。

（２）提出場所

　　　３（１）に同じ。

（３）提出期間

持参の場合は、本件公告日から令和４年２月２５日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までの間、受け付ける。郵便等による場合は、令和４年２月２５日（金）午後５時までに到着したものに限り受け付ける。

５　評価方法

提案書の評価は、審査者（鳥取県立倉吉総合看護専門学校の職員及び学生　計５名）が採点した得点（１人当たり１００点満点）を合計する方法により総合評価点（５００点満点）を算出して行う。

６　選定方法

（１）５により最も高い総合評価点を得た者を最優秀提案者とする。

（２）このコンペティションへの参加者で、８（１）により提出書類を無効とされなかった者が１者である場合、その者を最優秀提案者とする。なお、この場合、５による評価は行わない。

７　契約保証金

契約保証金は免除する。

８　その他

（１）提出書類の無効

２の参加資格のない者が提出した提出書類及び虚偽の記載がなされた提出書類は、無効とする。

（２）コンペティション参加費用

このコンペティションへの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

（３）暴力団の排除

契約の相手方（以下「自動販売機設置業者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であるときは、鳥取県立倉吉総合看護専門学校校長（以下「校長」という。）はこの契約を解除することができる旨を契約書に記載する。

なお、自動販売機設置業者が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であることを理由に校長が契約を解除するときは、自動販売機設置業者は違約金を校長に支払わなければならない。

また、自動販売機設置業者が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であるか鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）

イ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行った者

（ア）暴力団員を役員等（自動販売機設置業者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、自動販売機設置業者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（４）その他

詳細は「鳥取県立倉吉総合看護専門学校清涼飲料水自動販売機設置業者募集要項」による。